



みやぎの多面的機能支払交付金

# ぐるみ

高めよう 地域協働の力!

令和元年度 第1号



【第6回みやぎのふるさと農美里（のんびり）フォトコンテスト入賞作品（加美町）】

## ～ Contents ～

- ・令和元年度多面的機能支払交付金 改正のポイント
- ・多面的機能支払交付金に係る中間確認の実施
- ・各種会議の開催状況
- ・活動事例紹介 亘理荒浜地区資源保全隊広域協定運営委員会〔亘理町〕
- ・活動事例紹介 北浦中広域協定〔美里町〕
- ・協議会からのお知らせ

# 令和元年度 多面的機能支払交付金 改正のポイント

## 1 加算措置の拡充

### (1) 資源向上（共同）活動の拡充内容

#### ① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

『多面的機能の増進を図る活動』に取り組んでいる活動組織が、前年度までの活動の取組に加え、新たに1取組以上追加する場合、または、初めて『多面的機能の増進を図る活動』に取り組む組織が2取組以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

#### ② 農村協働力の深化に向けた活動への支援

「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織であって、構成員（人・団体）のうち、農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合、①に更に単価の加算を行います。

①に取り組む場合の加算単価

地目	都府県
田	400 円/10a
畑	240 円/10a
草地	40 円/10a

②に取り組む場合にさらに加算される単価

地目	都府県
田	400 円/10a
畑	240 円/10a
草地	40 円/10a

※ ①、②については、農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。

### (2) 活動組織の広域化・体制強化の拡充内容

これまでは1組織あたり一括40万円を交付していましたが、活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するために、最長5年間（当該活動期間中）にわたって毎年度交付金を交付します。

都府県	交付額（年・組織）	総額（5年間）
3集落以上 または50ha以上200ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	16万円	80万円

※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。

※ これまでに広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は、広域化・体制強化に係る支援を受けられません。

## 2 対象農用地の拡大

資源向上支払（共同・施設の長寿命化）でも、農振農用地以外の農用地であっても、宮城県要綱基本方針で知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地については、交付金の算定対象とすることが可能となります。ご検討の際は、所管する市町村へお問い合わせください。

■ 知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地は以下のとおりです。

① 生産緑地法に基づく生産緑地

生産緑地法に基づく生産緑地で、農地の有する緑地機能、環境機能として適正な保全が図られている農用地である。

② 地方自治体との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地又は保全を図る必要のある農用地

多面的機能の発揮を図るため、地方自治体との契約に基づき保全が図られている農用地又は地方自治体の条例に基づき指定されたため池と一体的に保全を図る必要のある農用地又は法律に基づき指定された農用地である。

③ 農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地

多面的機能の発揮の観点から、農振農用地と一体的な取組が必要と認める農振白地及び市街化区域内の農用地であり、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえ、具体的な効果が明確であること。

宮城県要綱基本方針より抜粋

### 3 施設の長寿命化にかかる工事1件の上限

資源向上支払（施設の長寿命化）について、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として、「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

■ 施設の長寿命化に係る工事1件当たりの上限の考え方は以下のとおりです。

工事1件あたりの上限額は、原則として、工事1件当たり200万円未満とします。

ただし、下記の場合に限り、1件あたり200万円以上を可能とすることができます。

ア. 当初の活動計画書で工事1件あたり200万円未満として実施した工事が、現場条件の変更に伴い設計の見直しが必要となり、目的物の効用を発揮するうえでやむを得ず増額となった場合。

イ. 事務の効率化の観点から、工事1箇所当たり200万円未満の工事を併せて発注する場合。

なお、ア、イに該当する場合は、長寿命化整備計画を作成し、これを事業計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとします。

また、市町村長は活動組織から提出された長寿命化整備計画の認定にあたり、県による審査及び技術的指導(※)を受けるものとします。

※ 技術的指導とは、活動計画書に位置づけようとする工事の設計内容の妥当性の確認及び工事完了時に目的物に係る検査（出来形管理及び品質管理の結果の確認等）を行うこと。

宮城県要綱基本方針より抜粋

### 4 事務の簡素化

事務負担の軽減を目的に活動項目・取組を整理統合し、申請・報告様式を見直しました。

#### (1) 活動項目・取組の整理統合

- ・対象となる取組内容はそのままに、選択する取組数を削減。（162個→66個、削減率：約60%）
- ・取組に通し番号を振り、活動記録の取組番号入力などに対応しました。

#### (2) 申請・報告様式の見直し

- ・文字を大きくする、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、見やすく分かりやすい様式に見直し。
- ・各様式間の記入項目を見直し、関連性の高い様式を1つのエクセルファイルに集約。様式間の連携による自動入力で入力が必要な箇所を削減、入力間違い等を防ぎます。

## 多面的機能支払交付金に係る中間確認の実施

9月以降、県内では多面的機能支払交付金に取り組んでいる活動組織を対象に、各市町村において指導、助言を行う『中間確認』が実施される予定となっています。

中間確認では、計画書に位置づけた活動の実施状況や記録、金銭の出納状況や残高、総会の開催状況などについて確認が行われますので、書類等の整理をお願いいたします。

なお、中間確認で指摘、指導を受けた事項については、速やかに改善してください。



### ◆主な確認書類（※組織、市町村で異なります）

- ・金銭出納簿、活動記録、領収証、預貯金通帳
- ・総会資料、決定事項を記載した書面（議事録など）
- ・点検の記録、機能診断の記録
- ・年度活動計画、農村環境保全活動の計画
- ・日当等の単価表
- ・備品台帳、財産管理台帳
- ・財産譲渡の関係書類
- ・その他活動を証明する書類（会議資料、調査結果、契約書など）

## 会議の開催状況

### ◆平成31年度 新担当者事業説明会

4月17日（水）に宮城県土地改良会館大会議室において、新担当者事業説明会を開催しました。

説明会では、多面的機能支払交付金の活動を円滑に進めるため、4月の人事異動等により新しく交付金の担当となった市町村等職員の方々53名を対象に、制度の概要や活動の手引き、組織への中間確認等について説明を行いました。



### ◆平成31年度 第1回幹事会

4月18日（木）に宮城県土地改良会館大会議室において、第1回幹事会を開催しました。

会議には、28名（うち事務局14名）が出席し、「平成30年度多面的機能支払交付金の実績」、「平成31年度国予算割当について」について報告し、併せて、「平成31年度通常総会の議案」、「平成31年度通常総会の開催日時及び場所」等について協議しました。

協議案件については、全会一致で承認となりました。



## ◆平成 31 年度 通常総会

4月25日（木）に宮城県自治会館において、平成31年度通常総会を開催しました。

総会には、37名（本人出席7名、代理人出席8名、書面議決22名）が出席し、「平成30年度事業報告、収支決算、財産目録」、「規約の一部改正（案）」、「平成31年度事業計画」、「平成31年度収支予算」について協議を行いました。協議事項については、全会一致で承認となりました。



## ◆令和元年度 第1回 市町村担当者会議

5月15日（水）に宮城県土地改良会館大会議室において、第1回市町村担当者会議を開催しました。

会議には、市町村等の担当者72名が出席し、「東北管内多面的機能支払担当者会議（第1回）」の報告、「平成31年度予算等」、「多面的機能支払交付金に係る事務手続き」について説明を行いました。

## ◆令和元年度 第2回市町村担当者会議

7月18日（木）に宮城県土地改良会館大会議室において、第2回市町村担当者会議を開催しました。

会議には、市町村等の担当者72名が出席し、「県要綱基本方針」、「制度改正に伴う長寿命化の取扱い」、「活動支援研修会」、「市町村中間確認の留意点」について説明を行いました。

また、出席者をグループ毎に分けて、宮城県事務所担当者を中心に「活動組織の不適切な事務処理等への対応」について意見交換を行い、最後にそれぞれのグループから発表を行いました。



## 活動事例紹介

## 亘理荒浜地区資源保全隊広域協定運営委員会〔亘理町〕

地区概要	取組面積：831.8ha（田691.5ha，畑140.3ha） 資源量：開水路45.1km パイプライン - km 農道36.3km ため池 2箇所
平成30年度交付金	農地維持支払交付金 8,086千円 資源向上支払（共同活動）交付金 6,469千円 資源向上支払（施設の長寿命化）交付金 -千円
地域の概要	本地域は亘理町中央部に位置し、西は阿武隈高地に連なる丘陵地、東は仙台平野を構成する平坦な地形となっている。市街地が中心部に置かれており、西部は果樹栽培が盛んであり、東部は水田を中心とする優良農地等の自然が広がっている。
取組みの概要	基本的な活動として、用排水路及びため池や農道等の草刈り・江払い、施設の点検や農道の砂利補充などを行っている。 また、町で行っている事業と連携し、清掃活動や植栽活動等の活動にも力を入れている。
取組みによる効果	地域資源について、これまでの個人管理では適切な保全管理が困難であることから、地域での共同活動による管理を推進したことで地域内での保全活動の取組について理解が浸透してきた。また、平成31年度より組織の広域化を図ったことで、交付申請や実績報告等の煩雑だった事務負担の軽減や、各集落間での工事費等活動費の調整など効率的な活動が可能となった。
今後の課題	組織における構成員の高齢化や東日本大震災による沿岸部集落の移転など、特に沿岸地域での保全活動が困難になってきている。 また、転入者（非農家）の増加による混住化が進み、今まで慣例的に行ってきた保全活動へ理解を求めることが難しくなっている。※広域化前の課題を記載
その他	亘理町は、平成19年度の農地・水・環境保全向上対策（第1期対策）から広域活動組織として、町内に6組織を設立し、町内全域を対象に本事業への取り組みを実施している。 平成31年度からは、東日本大震災による地域状況の変化や、より効率的な活動を勘案し、元々広域組織だった6組織を更なる広域化により3組織にすることで、課題解決に取り組んでいる。



①水路の江払い活動風景



②水路の江払い活動風景（重機使用）



③活動計画策定会議風景



④水路の草刈り活動風景



⑤植栽活動風景



⑥町内の清掃活動風景

## 北浦中広域協定〔美里町〕

### 地区概要

取組面積：275ha（田272ha）

資源量：開水路44.7km パイプライン9.2km 農道13.5km ため池 1箇所

### 平成30年度交付金

農地維持支払交付金	4,124千円
資源向上支払（共同活動）交付金	3,296千円
資源向上支払（施設の長寿命化）交付金	－千円

### 地域の概要

本地区は、美里町の西部に位置し、1級河川出来川の恩恵を受ける平坦な土地であり、国道108号を境に整備地、未整備地に分かれています。

### 取組みの概要

当該組織は、平成26年度から活動を始め、今年度で6年目となる。構成員は各集落の実行組合及び営農組合、更には自治会が加わり、活動を行っている。

草刈及び江払い、施設の点検・砂利道や水路補修等の活動のほか、地域の子供たちとの生き物調査や清掃活動など、農業者、非農業者どちらも参加できる体制をとっている。

### 取組みによる効果

取組前は、草刈のルールが決められていないなど、まとまりをもった活動ができていなかったが、取組を始めてからは地域のルールが確立され、効率よく作業を行えるようになった。

### 今後の課題

書類作成などの一部の事務作業を土地改良区へ委託し、会事務負担の軽減を図っているものの会計事務を担う人材が不足している状態にある。

また、特定の人に負担が偏る傾向がみられ、担い手の確保や組織全体で助け合えるシステムの構築が必要である。



①運営委員会の様子



②江払いの様子



③草刈の様子



④植栽の様子



⑤中学生との清掃活動の様子



⑥中間確認の様子

## 協議会からのお知らせ

### 「仙台七夕まつり」において事業PRを行いました！

8月6日から8日までの3日間、仙台市で開催された『仙台七夕まつり』において、東北農政局、宮城県、宮城県土地改良事業団体連合会（水土里ネットみやぎ）の出展ブース（勾当台公園市民広場）で、農業や農村の重要性と農地や農業用水利施設の維持の必要性、多面的機能支払交付金制度についてパネル展示を行い広く一般県民にPRしました。



### 農作業事故の未然防止について

近年、様々な農業機械の普及と農業従事者の高齢化や兼業化等により、機械の操作ミス、過信と慣れによる安易な作業が重大事故に結びつき、依然として農作業死亡事故が発生しています。

そこで、宮城県では「まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全」をスローガンとして、春と秋の農繁期にあわせた農作業安全運動実施期間（秋期：令和元年9月15日から令和元年11月30日まで）を設定し、ゆとりをもった正しい操作により事故を未然に防ぐための啓発活動を展開しています。

本交付金における共同活動についても、引き続き、安全確保・安全確認の徹底をお願いします。

また、8月に入り、お盆前の草刈作業時に蜂に刺される事故が続けて3件発生しております。

どの事故も幸い大事には至っておりませんが、巣が最も大きくなるのは9月～10月頃までとのことですので、今後も蜂による事故にご注意をお願いいたします。

以下のような対策を事前に行うなど、事故の未然防止へのご理解をお願いいたします。

#### 【刺されないための予防策】

- ① 長袖の服（黒い色の服は避ける）、軍手、長靴の着用※状況によっては防虫（蜂）ネット帽子の着用
- ② 匂いも蜂を刺激するので、ヘアスプレー、香水、化粧品等の匂いを放つものは避ける
- ③ 蜂用スプレー、軟膏等の事前準備

※万が一、刺されて全身症状が出た場合は急いで病院へ行ってください



広報誌 ぐるみ（令和元年度第1号） 令和元年9月発行

宮城県多面的機能支払推進協議会

〒980-0011

仙台市青葉区上杉二丁目2番8号（宮城県土地改良会館内）

TEL 022-263-5829 Fax 022-268-6390

ホームページ <http://www.nmk-miyagi.org/>

E-mail [info@nmk-miyagi.org](mailto:info@nmk-miyagi.org)

（宮城県 平成31年（令和元年）秋の農作業安全確認運動推進資料）

### 秋の農作業安全確認運動展開中！

～令和元年9月15日から11月30日まで～

平成31年（令和元年）農作業安全確認運動スローガン

【まずは、ワンチェック、ワンアクションで農作業安全】

トラクター等走行中の転倒・転落事故防止！



- ・踏戻の老朽化に注意！
- ・ヒヤリ・ハット体験を家族や仲間と共有しましょう！
- ・周囲からの声かけを心がけましょう！

作業時以外は左右ブレーキペダルを確実に連結！  
万が一のため安全キャブ・フレームを装着！